

京都市消費者保護条例施行規則 (抄)

(訴訟資金の貸付け)

第 15 条 本市は、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域内に住所を有する者で、事業者を相手方として訴訟を提起し、又は提起しようとするもののうち、次の各号に掲げる要件に該当するものに対し、予算の範囲内において、当該訴訟の提起及び遂行に要する資金(以下「訴訟資金」という。)を貸し付ける。

- (1) 当該訴訟が、消費者が消費生活上の被害の救済を求めて提起するものであり、かつ、その被害と同一若しくは同種の原因による被害を受けた消費者が相当数生じ、又は生じるおそれがあると認められること。
- (2) 訴訟資金の貸付けを受けずに当該訴訟を提起し、又は遂行することが困難であると認められること。

(訴訟資金の貸付額)

第 16 条 訴訟資金の貸付額は、1, 200, 000 円を限度として、市長が相当と認める額とする。ただし、市長は、消費者の保護の見地から特に必要があると認めるときは、1, 200, 000 円を超えて貸し付けることがある。

(貸付けの条件)

第 17 条 訴訟資金の償還期限は、訴訟資金の貸付けに係る訴訟(以下「貸付けに係る訴訟」という。)に係る確定判決のあった日から起算して 6 箇月を経過した日とし、かつ、訴訟資金は、一時に全額を償還しなければならない。

2 訴訟資金は、無利息とする。

(延滞利息)

第 18 条 訴訟資金を前条第 1 項に定める償還期限内に償還しなかったときは、当該金額に対し、当該期限の翌日から償還の日までの期間に応じ、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。ただし、当該期限までに支払わなかったことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請)

第 19 条 訴訟資金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付申請書(第 2 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 訴状(その案を含む。)の写し
- (2) 訴訟資金の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第 20 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審議会の意見を聞いて貸付けの可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第 21 条 訴訟資金の貸付けの決定を受けた者は、訴訟資金の交付を受けようとするときは、訴訟資金が必要となったつど、訴訟資金交付申請書(第 3 号様式)により市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 22 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、訴訟資金を交付することを適当と認めたときは、訴訟資金の交付及び交付額を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(訴訟資金の交付)

第 23 条 訴訟資金の交付の決定を受けた者は、訴訟資金借用書(4 号様式)を市長に提出し、訴訟資金の交付を受けるものとする。

(貸付けに係る訴訟の取下げ)

第 24 条 訴訟資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付けに係る訴訟を取り下げようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(届出)

第 25 条 借受人は、訴訟資金の償還を完了するまでの間に、住所もしくは氏名を変更し、または貸付けに係る訴訟について判決があったときは、すみやかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 借受人が死亡し、または住所不明となったときは、同居の親族は、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告)

第 26 条 市長は、必要があると認めるときは、借受人に対して、貸付けに係る訴訟に関し報告を求めることがある。

(償還免除の申請)

第 27 条 訴訟資金の償還の免除を受けようとする者は、訴訟資金償還免除申請書(第 5 号様式)に貸付けに係る訴訟に係る確定判決の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（償還命令等）

第 28 条 市長は、訴訟資金の貸付けの決定の通知を受けた者または借受人が次の各号の一に該当するときは、当該貸付けの決定を取り消し、または期限を定めて訴訟資金の全部の繰上償還を命ずることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により訴訟資金の貸付けを受けようとし、または受けたとき。
- (2) 訴訟資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 第 24 条または第 25 条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により繰上償還を命じた場合においては、第 18 条の規定を準用する。

（組織化費用の補助）

第 30 条 本市は、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、借受人において共同訴訟を提起するために団体を組織したときは、当該団体に対し、予算の範囲内において、当該団体の組織化に要した費用の一部を補助する。

（補助金の額）

第 31 条 補助金の額は、次の各号に掲げる費用の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) 会議場の借用に要した費用
- (2) 印刷物等の作成に要した費用
- (3) 通信連絡に要した費用

（補助金の交付の申請）

第 32 条 補助金の交付を受けようとする団体は、組織化費用補助金交付申請書（第 6 号様式）に当該団体の組織化に要した費用の額を証するに足る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第 33 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助することを適当と認めたときは、補助金の交付及び交付額を決定し、その旨を当該申請団体に通知するものとする。

（返還命令等）

第 34 条 市長は、補助金の交付の決定の通知を受けた団体または補助金の交付を受けた団体が、偽りその他不正な手段により補助を受けようとし、または受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、または交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。